

LED照明賃貸借（八幡小学校他16施設）仕様書

1 業務の目的

既存照明器具をLED照明に切り替え、消費電力の削減に伴う光熱費及びCO₂の削減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は「LED照明賃貸借（八幡小学校他16施設）」に適用する。

3 電気用品安全法(PSE)

電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。

4 履行概要

(1) 履行場所

別紙1 対象施設一覧のとおり

(2) 賃貸対象

ア LED照明器具本体及び付属品と機器の取付け

イ その他、取付けに必要な資材

(3) 数量及び設置場所

別紙2 LED照明仕様一覧表のとおり

(4) 設置期限

別紙1 対象施設一覧のとおり

(5) 賃貸借期間

別紙1 対象施設一覧のとおり

(6) 賃貸借契約期間満了時の取り扱い

賃貸借契約期間が満了し、八幡市（以下「発注者」という）が賃貸借料を完済した時に、本賃貸借物品の所有権を受注者から発注者に無償で帰属するものとする。

5 履行内容

(1) LED 照明器具（物品）の調達

照明器具、照明部材及び光源（LED）は、新品であること。

(2) 既設照明の撤去、処分

(3) LED 照明器具の設置作業

(4) 賃貸借期間中の LED 照明器具の保証

6 照明器具（物品）仕様

(1) 共通

ア LED 照明器具は、すべて新品とする。

イ LED 照明器具は、国内に本社を置くメーカーのものとする。

ウ LED 照明器具は、種類ごとに同一メーカーで統一すること

エ LED 照明器具は、ISO9001（品質）の認証取得工場で製造された製品とすること。

オ LED 照明器具は、ISO14001（環境）の認証取得工場で製造された製品とすること。

カ LED 照明器具は、一般社団法人日本照明工業会がホームページに公表する JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」「確認外」のすべてに登録対応器種を持つメーカーの製品とすること（公共施設用照明器具に器種設定のない LED 直管ランプ等及びその他 LED 照明についても同様に上記登録対応器種を持つメーカーが製造した製品とすること）。同等品についても同様とする。

キ LED 照明器具は、一般社団法人公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」により評価を受けた「電気設備機材等評価名簿」（LED 照明器具（一般屋内用に限

る。))に記載があるメーカーの製品とすること。同等品についても同様とする。

(2) 直管型LEDランプ

ア G13口金を持つランプとし、既設器具を活用すること。

イ ランプに電源を内蔵した製品とすること。

ウ 既設器具の安定器をバイパス（切り離し）し、直接ソケットに給電するように施工し、電源内蔵型のLED直管ランプに代替えること。なお、安定器は残置とする。

エ 既設安定器のバイパス（切り離し）を必要としないLED直管ランプは不可とする。

オ 別紙2「照明器具リスト」の「備考」に回転と記載のある製品に関してのみソケット回転式のランプとし、それ以外は固定式のランプとする。

(3) 同等品申請

基準品以外での入札参加および納入を希望する者は、質疑受付期間内に同等品申請書へ申請する製品の品番・光束（lm）・消費電力（W）を記載の上、同等品として性能を証明できるカタログ等を併せて発注者に提出し承認を得ること。上記の期間及び申請方法以外での同等品申請については認めないものとする。

7 工事（設置）仕様

(1) 契約後、速やかに設置計画（工程表、作業体制）について発注者と協議すること。

(2) 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において仕様書との相違を発見した場合には速やかに発注者へ報告し協議すること。

(3) 天井材の石綿含有の可能性を考慮し、交換する照明器具等は、既設の建物に配慮し、できる限り天井等建物の補修を伴わず交換可能な製品を選定すること。石綿工事に係る場合は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等関係法令に基づき、事前に市へ施工対象箇所を書面で報告し、施工業者が「石綿事前調査結果報告システム」にて報告手続きの上、「みなし」として施工を行うこととする。その際に発生する費用は原則受注者負担とする。

- (4) 設置作業に使用する雑材は全て新品とする。
- (5) 設置作業にあたっての安全管理については事前に打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、受注者の負担により対処すること。
- (6) 直管型LEDランプへの更新に伴い、既設器具のソケットが故障もしくはひび割れ等著しく劣化している箇所があった場合は発注者へ報告し、対応方法や費用等について発注者と協議すること。
- (7) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は事前に発注者と日程等を調整し、事故・紛争等を防止すること。
- (8) 搬入・搬出経路については施設管理運営上の支障に留意し発注者の承諾を得ること。
- (9) 作業車、運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の対象建物敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者の承諾を得ること。
- (10) 設置作業時間は落札後、発注者および施設管理者と個別協議とすること。
※作業時間の協議の結果による追加の費用請求は原則認めないものとする。
- (11) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、本件による作業での絶縁等がないことを書面にて報告すること。また、絶縁抵抗を測定時に異常があった場合は発注者へ報告すること
- (12) 設置前及び設置後、照度測定を実施し、その結果を書面にて報告すること（測定箇所は別途協議）。
- (13) 撤去した照明器具等については、関係法令を遵守し適正に処理すること。
- (14) 設置作業に関して本仕様に明記のない事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

8 物品の保守等

- (1) 賃貸借物品に対する保証期間は賃貸借契約期間満了日までとし、その間に生じた故障や不具合等に係る費用（器具交換、部品交換、出張費（原因究明のためのかけつけ費含等）は受注者の負担とする。保証期間経過後の費用および既設器具等の劣化による不具合等については発注者の負担とする。
- (2) 保証期間中に故障やその他不具合が発生した場合は、迅速かつ適切に物品の取り換え、代替え、修理等を行うものとし、故障等の原因が落雷等、機器の不具合によらない場合、発注者は、受注者が付保する動産総合保険の範囲内で支払いを免れることができるものとする。ただし、動産総合保険の付保範囲外の費用負担に関しては別途協議するものとする。
- (3) 設置作業終了後、故障や不具合等が発生した際の連絡先等を記載した体制表を提出すること。

9 支払方法について

賃借人は、賃貸借料の支払いの回数について発注者と打合せを行い、決定するものとする。

10 物品の移動等

- (1) 発注者が照明器具の設置箇所を変更するときは、発注者の負担により物品の取外し、設置・調整を行うものとする。
- (2) (1) に当たり、機器の取外し、設置・調整に必要な情報を受注者は発注者に提供するものとする。

11 完成図書

設置完了とともに以下の内容を取りまとめて完成図書として提出すること。

- ・LED照明仕様書
- ・保証書

- ・写真（設置前、設置後）
- ・絶縁抵抗測定値（設置前、設置後）
- ・照度測定値（設置前、設置後）
- ・アフターフォロー体制

1 2 その他

- （1） 賃貸借期間の開始はすべての器具が設置完了し引き渡し完了した時点からとするが器具の仮使用として設置した箇所から順次、使用を認めるものとする。
- （2） 受注者は新価特約付き動産総合保険に加入することとし、万が一、事故が発生した場合は速やかに損害を填補するものとする。保険の費用については、賃貸借料に含めるものとする。
- （3） 設置作業に必要な電力は無償で使用できるものとする。